

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月10日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

1 路線名 塩尻鍋割穂高線

2 供用を開始する区間

安曇野市穂高牧164番の6地先から

安曇野市穂高牧142番の9地先まで

3 供用を開始する期日 平成25年1月10日

道路管理課



公告

長野県職員（消防防災ヘリコプター操縦士）採用選考査を次のとおり行います。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 募集区分、主な職務内容及び採用予定人員

募集区分	主な職務内容	採用予定員
消防防災ヘリコプター操縦士	ヘリコプター（ベル式412EP型機）の操縦に従事し、消防防災活動を行う。	1人

2 応募資格

(1) 資格等

次のいずれにも該当する者

ア 航空法（昭和27年法律第231号）第24条に規定する事業用操縦士（回転翼航空機に係るものに限る。）の資格を有し、かつ、同法第25条第1項及び第2項の規定による陸上多発タービン機の限定資格（ベル式212型に係るものに限る。）を有する者

イ 電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項第3号イに規定する航空無線通信士の資格を有する者

ウ 航空法第31条第2項に規定する有効な第一種航空身体検査証明書を有する者

エ 回転翼航空機の総飛行時間が1,000時間以上の者

(2) この選考査に応募できない者

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

3 選考の方法及び内容

選考の方法	内 容
作文 考査	一般的事項についての作文考査
口述 考査	個別面接による考査
適性 検査	職務遂行に必要な適性についての検査
実地 考査	ベル式412EP型機の操縦による考査
運航業績評定	運航業績についての評定
身体 検査	職務遂行上必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査
資格 調査	応募資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査

4 採用予定時期

平成25年4月1日

5 応募手続

(1) 募集案内及び申込書の交付

募集案内及び申込書は、長野県危機管理部消防課で交付するほか、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/>）からダウンロードして入手することができます。

(2) 申込方法

長野県消防防災ヘリコプター操縦士採用選考申込書に本人が必要事項を記入し、次の書類を添付して、長野県危機管理部消防課（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2）へ提出してください。

ア 運航業績等概要書 1部

イ 飛行時間を証明する書類（フライトログ） 1部

ウ 事業用操縦士（回転翼航空機に係るものに限る。）技能証明書の写し 1部

エ 陸上多発タービン機ベル式212型限定資格を証する書類の写し 1部

オ 航空無線通信士の免許の写し 1部

カ 第一種航空身体検査証明書の写し 1部

キ 健康診断書 1部

(3) 応募期限及び受付時間

平成25年2月12日（火）までに申込書及び必要書類を提出してください。受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時までです。

なお、郵送による申込みは、平成25年2月12日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) その他

ア 合否については応募者全員に文書で通知します。

イ この選考に関して不明な事項は、長野県危機管理部消防課（電話：026-235-7182又は026-232-0111 内線 5204）に問い合わせてください。

消防課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年12月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひの希

3 代表者の氏名

竹内久

4 主たる事務所の所在地

長野市真島町真島1238番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がいの方々に対し、地域社会の中で充実した人生を送れるよう介護や福祉サービス等を提供することで、高齢者や障がいの方々が自立した生活のできる、暮らしやすい社会作りに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県みらい基金

3 代表者の氏名

羽場（増田）綾子

4 主たる事務所の所在地

長野市大字南長野字幅下692番地2号

5 定款に記載された目的

この法人は、社会貢献事業を行うNPO等の財政基盤を強化するため、寄附の手段を中心とした新しい社会の仕組みづくりと、NPO等自身の事業遂行力の向上を目指すことにより、自治力ある持続可能な市民社会の構築に資することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県ITアドバイザーセンター

3 代表者の氏名

山本和明

4 主たる事務所の所在地

長野市里島8番地2号

5 定款に記載された目的

この法人は、建設産業のIT（情報技術）化を中心に事業を開拓し、職業能力の開発、雇用機会の拡大を支援する。また、インターネット、Eメール等のIT（情報技術）の基礎的な普及活動を行い、地域の情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森林風致計画研究所

3 代表者の氏名

伊藤精悟

4 主たる事務所の所在地

松本市蟻ヶ崎四丁目7番31蟻ヶ崎マンション29号

5 定款に記載された目的

この法人は豊かな自然・森林に恵まれた長野県を中心とした森林の利用者、森林育成の従事者、一般の人々に対して、森林環境と人間の意識的交流関係である森林風致に関する研究を行うとともに、その認識の向上に関する啓発活動と森林育成技術の開発を行い、戸外生活環境の快適性、自然環境との交流の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年12月28日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地球の緑と子供達の未来を守る会
- 3 代表者の氏名
中島 崇伸
- 4 主たる事務所の所在地
松本市井川城三丁目7番27号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、下記を目的とします。
- 1 国産材を利用した健全な住宅づくりや、森林活動を通じて日本の森林育成・保全に関する事業を行い、木材資源の循環が効率よく行える資源循環型社会の確立ならびに林業をはじめとする地域産業の活性化に寄与することを目的とする。
- 2 植林事業と屋根緑化を行うことで、地球の環境を守りCO₂の削減を推進し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。
- 3 国産材と天然材を使用した住宅づくりを推進することで、子供達に健康な空間を提供し、同時に地球環境を守り、次の世代へ引き継いでいくことの大切さを世界中に広げ、地球環境の保全と子供達の未来づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県庁舎等清掃作業

(2) 役務の特質

長野県庁舎（本館、議会棟、西庁舎、東庁舎、妻科庁舎及び仮設庁舎をいう。以下同じ。）及びその構内の清掃作業

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎及びその構内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年2月20日（水）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成24年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県子どもサポートセンター

3 代表者の氏名

飯田 俊穂

4 主たる事務所の所在地

安曇野市穂高有明9980番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、カウンセリングを必要としている多くの人たちに対して、実践的に役立つカウンセリング研修を行い、悩める人たちや子育て中の親たちが自ら悩みを克服し、より健康な生活送ることができるよう支援し、地域福祉や社会に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
 ア 受領期限 平成25年2月19日(火) 午後5時
 イ 提出場所 県庁専用郵便番号 380-8570
 長野県総務部財産活用課
- (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年2月6日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
 必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内に達した入札で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。ただし、本件入札は低入札価格調査制度を適用しますので、最低の価格でもって申込みをした場合であっても、必ずしも落札者とならない場合があります。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- 6 Summary
- (1) Nature of the service to be purchased:
 Cleaning service for the Nagano Prefectural Government buildings
- (2) Contract duration:
 From April 1, 2013 until March 31, 2014
- (3) Place where the service takes place:
 The Nagano Prefectural Government buildings and their premises
 Address: 692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City, Nagano Prefecture
- (4) Contact point for the tender information; description/conditions/other inquiries:
 Property Utilization Division
 General Affairs Department
 Nagano Prefectural Government
 692-2 Habashita, Minami Nagano

Nagano City, Nagano Prefecture 380-8570 JAPAN
 TEL +81-26-235-7045 (Japanese only)

(5) Time and place for the tender and bid opening:
 Time: 10:00 AM February 20, 2013
 Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex

(6) Time limit for the tender by mail and the mailing address:
 Time: 5:00 PM February 19, 2013
 Mailing Address: Property Utilization Division
 General Affairs Department
 Nagano Prefectural Government
 692-2 Habashita, Minami Nagano
 Nagano City, Nagano Prefecture
 380-8570 JAPAN

財産活用課

公告

平成24年12月28日、中信平土地改良区連合の定款変更を認可しました。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所
 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-798ほか
- (2) 建築主氏名
 株式会社プリンスホテル 代表取締役 小林正則
- (3) 用途地域
 第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域
- (4) 敷地面積
 258,718.63平方メートル
- (5) 主要用途
 店舗等
- (6) 構造及び階数
 鉄骨造 地上1階建て
- (7) 工事種別
 増築
- (8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	増築 16,179.73m ² (解体 1,242.55m ²)	52,131.46m ²	67,068.64m ²
延べ面積	増築 12,123.70m ² (解体 1,063.35m ²)	60,358.47m ²	71,418.82m ²

(9) 建ぺい率 25.93パーセント

容積率 27.61パーセント

2 日 時

平成25年1月16日(水) 午後2時

3 場 所

北佐久郡軽井沢町大字長倉2353-1

軽井沢町中央公民館 1階 講義室

建築指導課

公告

長野県中信平左岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年1月10日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

理 事

新 任

氏 名	住 所
中村林男	松本市梓川倭2000番地1
降幡俊一	安曇野市三郷小倉2367番地3
横山一浩	安曇野市穂高8142番地15

重 任

氏 名	住 所
倉田勝功	松本市梓川梓835番地
鰐川尚則	松本市梓川梓2778番地1
村瀬定男	松本市梓川梓4484番地3
中田平男	安曇野市三郷小倉3522番地1
飯嶋修一	安曇野市三郷明盛4017番地
竹岡日和	安曇野市三郷温7300番地
中島信男	安曇野市三郷温2470番地
北林光司	安曇野市堀金鳥川1131番地
齋藤彰久	安曇野市堀金鳥川5699番地1
青柳仁	安曇野市堀金三田3201番地
望月重男	安曇野市穂高柏原2916番地
勝野利勉	安曇野市穂高有明7660番地2

退 任

氏 名	住 所
中澤信夫	松本市梓川倭652番地
松田久	安曇野市三郷小倉523番地
青柳秀和	安曇野市穂高6591番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
-----	-----

古野彰久	松本市梓川上野2197番地
竹下忠	安曇野市三郷小倉5322番地13
重 任	
氏 名	住 所
召田倭伯	安曇野市穂高牧2298番地1
退 任	
氏 名	住 所
三宅家里	松本市梓川上野2217番地
降旗政人	安曇野市三郷温768番地1

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年1月10日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

1 (1) 許可番号 平成23年2月28日

長野県上小地方事務所指令22上小地建第4-5号

2 (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市小泉字原314、315、317-1、317-2、317-3、318-1、318-2、318-3、319、320-1、320-2、320-3、328-3

3 (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市小泉84

日置電機株式会社 代表取締役 吉池達悦

2 (1) 許可番号 平成24年4月27日

長野県上小地方事務所指令23上小地建第5-8号

2 (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市緑が丘1丁目2354-4

3 (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区北大塚1-15-1

山洋電気株式会社 社長 山本茂生

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年1月10日

長野県諏訪地方事務所長 池田秀政

1 (1) 許可番号 平成24年8月23日

長野県諏訪地方事務所指令24諏地建第7-3号

2 (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

諏訪郡富士見町富士見243-20、243-24、249-1、249-12、11989-1、11989-4、11989-5、11989-6

3 (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名